



## 平成 26 年第三回練馬区議会定例会が閉会

と き 10月17日(金) 本会議 午後1時～3時22分

ところ 練馬区議会(練馬区豊玉北6-12-1)

9月5日に開会した平成26年第三回練馬区議会定例会は、10月17日午後1時から本会議を開いた。

「平成25年度練馬区一般会計歳入歳出決算」「練馬区保育所保育実施条例の一部を改正する条例」「平成25年度練馬区一般会計補正予算」など区長提出32議案と、「地方税財源の拡充に関する意見書」「練馬区議会会議規則の一部を改正する規則」の議員提出2議案および「手話言語法制定を求める意見書」「子ども・子育て支援新制度導入に関する意見書」の委員会提出議案2議案の計36議案を原案どおり可決し、午後3時22分に閉会した。

この日可決された議案の内訳は、添付の資料のとおり。

【添付資料】 議決件名一覧表  
意見書

【問い合わせ】 議会事務局 電話03-5984-4732

平成26年第三回練馬区議会定例会議決件名一覧表

平成26年10月17日

議	決	議	案
---	---	---	---

- |    |        |  |            |
|----|--------|--|------------|
| 1  | 議案第67号 | 平成25年度練馬区一般会計歳入歳出決算                        | (原案通り認定)   |
| 2  | 議案第68号 | 平成25年度練馬区国民健康保険事業会計歳入歳出決算                  | (原案通り認定)   |
| 3  | 議案第69号 | 平成25年度練馬区介護保険会計歳入歳出決算                      | (原案通り認定)   |
| 4  | 議案第70号 | 平成25年度練馬区後期高齢者医療会計歳入歳出決算                   | (原案通り認定)   |
| 5  | 議案第71号 | 平成25年度練馬区公共駐車場会計歳入歳出決算                     | (原案通り認定)   |
| 6  | 議案第72号 | 練馬区職員の配偶者同行休業に関する条例                        | (原案通り可決確定) |
| 7  | 議案第73号 | 練馬区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例          | (原案通り可決確定) |
| 8  | 議案第74号 | 練馬区特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 | (原案通り可決確定) |
| 9  | 議案第75号 | 練馬区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例               | (原案通り可決確定) |
| 10 | 議案第76号 | 練馬区市民農園条例の一部を改正する条例                        | (原案通り可決確定) |
| 11 | 議案第77号 | 練馬区立区民農園条例の一部を改正する条例                       | (原案通り可決確定) |
| 12 | 議案第78号 | 練馬区立障害者地域生活支援センター条例の一部を改正する条例              | (原案通り可決確定) |
| 13 | 議案第79号 | 練馬区応急小口資金貸付条例の一部を改正する条例                    | (原案通り可決確定) |
| 14 | 議案第80号 | 練馬区薬事法の事務に係る手数料に関する条例の一部を改正する条例            | (原案通り可決確定) |
| 15 | 議案第81号 | 練馬区立都市公園条例の一部を改正する条例                       | (原案通り可決確定) |
| 16 | 議案第82号 | 練馬区保育所保育実施条例の一部を改正する条例                     | (原案通り可決確定) |
| 17 | 議案第83号 | 練馬区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例               | (原案通り可決確定) |
| 18 | 議案第84号 | 練馬区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例       | (原案通り可決確定) |
| 19 | 議案第85号 | 特別区道路線の認定について(谷原四丁目)                       | (原案通り可決確定) |
| 20 | 議案第86号 | 特別区道路線の認定について(大泉町四丁目)                      | (原案通り可決確定) |
| 21 | 議案第87号 | 特別区道路線の認定について(田柄四丁目)                       | (原案通り可決確定) |
| 22 | 議案第88号 | 特別区道路線の認定について(田柄一丁目)                       | (原案通り可決確定) |
| 23 | 議案第89号 | 特別区道路線の認定について(北町六丁目)                       | (原案通り可決確定) |
| 24 | 議案第90号 | 練馬区立開進第四中学校校舎等改築工事請負契約                     | (原案通り可決確定) |
| 25 | 議案第91号 | 寝袋の買入れについて                                 | (原案通り可決確定) |
| 26 | 議案第92号 | 練馬区役所西庁舎空調設備等改修工事請負契約                      | (原案通り可決確定) |
| 27 | 議案第93号 | 練馬区役所西庁舎空調設備等改修に伴う建築工事請負契約                 | (原案通り可決確定) |

- |    |                                     |            |
|----|-------------------------------------|------------|
| 28 | 議案第94号 練馬区役所西庁舎空調設備等改修に伴う電気設備工事請負契約 | (原案通り可決確定) |
| 29 | 議員提出議案第4号 練馬区議会会議規則の一部を改正する規則       | (原案通り可決確定) |
| 30 | 議員提出議案第5号 地方税財源の拡充に関する意見書           | (原案通り可決確定) |
| 31 | 委員会提出議案第1号 手話言語法制定を求める意見書           | (原案通り可決確定) |
| 32 | 委員会提出議案第2号 子ども・子育て支援新制度導入に関する意見書    | (原案通り可決確定) |

平成26年第三回練馬区議会定例会請願・陳情審査結果表

平成26年10月17日

審 査 結 果
---------

- |    |  |                 |
|----|--|-----------------|
| 1  | 請願第2号 関越道高架下利用計画について   | (不採択とすべきもの)     |
| 2  | 請願第3号 関越道の高架下利用計画について  | (不採択とすべきもの)     |
| 3  | 陳情第74号 関越高架下活用の住民検討協議会の設置を求めることについて                          | (不採択とすべきもの)     |
| 4  | 陳情第75号 関越自動車道高架下活用計画の予算等の扱いについて                              | (不採択とすべきもの)     |
| 5  | 陳情第123号 安心、安全なまちづくりについて〔第2項〕                                 | (不採択とすべきもの)     |
| 6  | 陳情第132号 関越自動車道高架下施設建設懇談会について                                 | (不採択とすべきもの)     |
| 7  | 陳情第155号 関越高速道路高架下利用計画の許可申請について<br>(以上、企画総務委員会)               | (不採択とすべきもの)     |
| 8  | 陳情第52号 豊玉中公園庭球場砂塵防止対策について                                    | (取下げを了承すべきもの)   |
| 9  | 陳情第73号 大泉学園地域の高齢者センター設置等について〔第2項〕                            | (取下げを了承すべきもの)   |
| 10 | 陳情第124号 公共倉庫について<br>(以上、区民生活委員会)                             | (不採択とすべきもの)     |
| 11 | 陳情第172号 手話言語法制定を求める意見書の提出について<br>(以上、健康福祉委員会)                | (採 択 す べ き も の) |
| 12 | 陳情第69号 高齢者施設の見直しを求めることについて〔第2項〕                              | (不採択とすべきもの)     |
| 13 | 陳情第72号 「大泉北敬老館」と「高齢者センター」建設計画のあり方について、地域住民との話し合いの場を求めることについて | (不採択とすべきもの)     |
| 14 | 陳情第73号 大泉学園地域の高齢者センター設置等について〔第1項〕                            | (不採択とすべきもの)     |

- 15 陳情第154号 関越自動車道高架下利用計画の高齢者センターについて  
(以上、医療・高齢者等特別委員会) (不採択とすべきもの)
- 16 陳情第125号 リサイクルセンターについて  
(以上、清掃リサイクル等特別委員会) (不採択とすべきもの)
- 17 陳情第173号 関東バス「東電支社前」および西武バス「変電所前」停留所(練馬駅方面行)のバリアフリー化等について  
(以上、交通対策等特別委員会) (採択すべきもの)

## 手話言語法制定を求める意見書

手話とは、音声ではなく、手や指、体などの動きや顔の表情を使い、独自の語彙や文法体系で表現する言語である。手話を使う聴覚障害者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。

平成 18 年 12 月に国際連合総会において採択された「障害者の権利に関する条約」では、言語は「音声言語及び手話その他の形態の非音声言語」と定義されている。

条約の批准に向けて、日本政府は国内法の整備を進め、平成 23 年 8 月に改正された「障害者基本法」では、「全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。また、同法第 22 条では、国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務付けている。

これを受け、本区議会は、国会および政府に対し、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身に付け、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法(仮称)」の制定を強く求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 26 年 10 月 17 日

練馬区議会議長 村上悦栄

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
文部科学大臣  
厚生労働大臣

} あて

## 子ども・子育て支援新制度導入に関する意見書

平成 27 年 4 月から施行される「子ども・子育て支援新制度」は、幼稚園、保育所、認定こども園などの教育・保育施設に公定価格と給付制度が創設されるとともに、区市町村が実施主体となるなど、従来の制度とは大きく変化するものである。

こうした大幅な制度の改正でありながら、本年 5 月に公定価格の仮単価や保護者負担額のイメージが示されたものの、新制度に関する詳細かつ確定的な説明がなされていない。また、私立幼稚園および認定こども園では、現行と移行後の運営費を比較した場合、定員規模が大きくなるにつれ運営費の減収が見込まれるなど、新制度への移行を懸念する園も少なくない。

このような状況の中で、国は、私学助成制度と新制度との比較等について、通知の発出や説明会を行ってきたが、実施主体である区や施設・事業者にとって、必要な情報が適時・的確に提供されていない。そのため区は、財政措置についても確定情報がない中、新制度に向けた予算編成を余儀なくされている。とりわけ、本区の 3 歳から 5 歳の幼児教育の大半を担っている私立幼稚園および認定こども園は、新入園児募集の時期を迎え、必要な情報が十分得られないまま、新制度への移行について重大な経営判断を求められる段階に来ており、私立幼稚園および認定こども園の円滑な移行のために、一日も早い対応が必要である。

よって、本区議会は、国会および政府に対し、下記の事項について強く要望するものである。

### 記

- 1 新制度への円滑な移行に向けて、私立幼稚園および認定こども園、保育所が区と共に着実に準備が進められるよう、制度の詳細な内容や補助基準を速やかに明らかにし、迅速に情報を提供すること。
- 2 新制度への移行にあたり、私立幼稚園および認定こども園、保育所の運営に支障が生じないように、国の責任において、必要な財源を確保するとともに、実施主体である区へ十分な財政措置を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 26 年 10 月 17 日

練馬区議会議長 村上悦栄

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
内閣府特命担当大臣（少子化対策）  
文部科学大臣  
厚生労働大臣

あて

## 地方税財源の拡充に関する意見書

住民福祉の増進等に責任を負う地方自治体においては、地方がその責任と権限に応じた役割を果たせるよう、地方税財源の拡充を図る必要がある。

しかし、国は、平成 26 年度税制改正において、地方法人特別税・地方法人特別譲与税を廃止しないだけでなく、地方の貴重な自主財源である法人住民税の国税化を新たに導入し、消費税率の 10 パーセントへの引上げ時には、法人住民税の国税化をさらに進めるとした。こうした措置は、地方税財源の拡充につながらず、地方の自立そのものを妨げ、地方分権の流れに逆行するものである。あわせて、来年度からは法人実効税率の引下げが予定されており、地方税財政への影響が強く懸念されている。

区には、住民の暮らしや企業活動を支えるため、急激に押し寄せる高齢化への対応や保育所待機児童の解消、高度成長期に全国に先駆けて建設された公共施設の維持・更新、防災力の強化、産業振興対策など、大都市特有の膨大な財政需要が存在しており、税収の多さのみに着目して、財政的に富裕であると断ずることは適当でない。

地方自治体が責任を持って充実した住民サービスを提供していくためには、需要に見合う財源の確保が不可欠であり、地方財政が抱える巨額の財源不足という問題は、限られた地方税財源の中での財源調整では根本的な解決を図ることはできない。

よって、本区議会は、国会および政府に対し、法人実効税率の引下げを行う場合には、国の責任において確実な代替財源を確保するなど、すべての地方自治体の歳入に影響を及ぼさないよう万全の対応を行うとともに、地方税の根本原則をゆがめる地方法人特別税・地方法人特別譲与税と法人住民税の国税化を直ちに撤廃して地方税として復元し、地方が担う権限と責任に見合う地方税財源の拡充という本質的な問題に取り組むよう、強く要望するものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 26 年 10 月 17 日

練馬区議会議長 村上悦栄

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣

} あて